

平成13年6月21日(木曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員 事務局長
真木憲一	農業委員会 事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第4号

第2回定例会

平成13年6月21日(木)

午前10時30分開議

再開

- 日程第 1 議第 44号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- " 2 議第 45号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第1号)
- " 3 議第 46号 平成13年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- " 4 議第 47号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- " 5 議第 48号 国土の利用に関する第3次寒河江市計画の策定について
- " 6 議第 49号 字の区域及び名称の変更について
- " 7 議第 50号 市道路線の廃止について
- " 8 議第 51号 市道路線の認定について
- " 9 議第 52号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- " 10 議第 53号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- " 11 議案第3号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- " 12 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
 - (2) 厚生委員長報告
 - (3) 建設委員長報告
 - (4) 予算特別委員長報告
- " 13 質疑、討論、採決
- 閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前10時30分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

企画調整課長より発言の申し出がありますので、これを許します。企画調整課長。

平成 13 年 6 月第 2 回定例会

荒木 恒企画調整課長 6 月 12 日の議会において行政報告をいたしました、平成 12 年度寒河江市土地開発公社決算及び平成 13 年度寒河江市土地開発公社予算に対する質問の中で、代行用地明細表中、市道石川西洲崎線道路改良用地の欄の諸経費 2,586 万 5,027 円の内容について申し上げます。

当該事業に直接要した開発公社の人件費並びに代替地関連経費、契約書に張る収入印紙その他分筆登記経費等の経費を諸経費といたしております。

以上です。

佐藤 清議長 本日の会議運営については、6 月 7 日及び 6 月 15 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 4 号によって進めてまいります。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 1、議第 44 号から日程第 11、議案第 3 号までの 11 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第 12、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番伊藤総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 19 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 6 名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 48 号、議第 49 号、議第 53 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 48 号国土の利用に関する第 3 次寒河江市計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「現在の工業団地で未整地はどのくらいあるのか。今後の見通しは」との問いがあり、当局より、「未造成地が約 3 万坪、造成済みで分譲可能地が約 1 万 5,000 坪あり、あわせて約 4 万 5,000 坪が分譲可能地である。今後の見通しとしては、現状からして大変厳しいと認識している」との答弁がありました。

委員より、「工業団地の目標が 21 ヘクタール増加を見込んでいるが、どの辺の場所か」との問いがあり、「テーピ工業の西側で、国道 287 号との間、約 21 ヘクタールを今後の開発予定地としております」との答弁がありました。

委員より、「農村部にも均衡ある発展のため、宅地を造成すべきと思うがどうか」との問いがあり、「醍醐地区に造成をし、現在分譲中であります。さらに、白岩金谷団地に隣接して造成計画をいたしております」との答弁がありました。

委員より、「造成地の売りやすい手法を考慮すべきと思うが」との問いがあり、当局より、「考慮してまいりたい」との答弁がありました。

議第 48 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 49 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「市内には要望箇所が数多いが今後は計画的に実施していくのか」との問いがあり、当局より、「区画整理や宅地造成の際は職権で行うことができる。今まで、知事の権限であったが、地方分権により市長の権限でできるようになったが、法務局との調整が必要であり、今郵便局や市内数力所より要望があり、今後順次着手していきたい」との答弁がありました。

議第 49 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 53 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10 番高橋厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

高橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、6 月 19 日午前 9 時 30 分から市議会図書室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 46 号、議第 47 号、議会案第 3 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 46 号平成 13 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 47 号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「実際に新たに該当してくる対象者は全体の何%に当たるのか。また、所得制限や年齢制限について、他市の状況はどうか」との問いがあり、当局より、「就学前に改正した場合、対象となる人数は全体で 1,668 人ほど見込まれますが、その 70%程度の人該当するのではないかと考えております。県内の状況については、南陽市と尾花沢市が所得制限を設けていないようです。対象年齢なども、これまでの県内の状況はばらばらでありましたが、県の改正に伴い統一されてくるのではないかと見ております」との答弁がありました。

また、委員より、「該当者への周知徹底のため、今後の広報についてどのように考えているのか」との問いがあり、当局より、「対象者全員に通知しておりますが、さらに、市報などにより周知を図ってまいりたいと考えております」との答弁がありました。

議第 47 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議会案第 3 号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、議案説明を省略して、直ちに質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「市単独の福祉サービスを行っていると思うが、具体的にどのようなものがあるのか」との問いがあり、当局より、「市単独のサービスにつきましては、ホームヘルパーの派遣、移送サービス、紙おむつ支給、外出支援サービス、寝具洗濯、消毒、乾燥サービス、訪問理美容サービス、福祉電話の貸与などがあります」との答弁がありました。

委員より、「介護保険制度について、今回の改正案に照らして国はどのような考えか」との問いがあり、当局より、「国の方では介護保険というのは、みんなで支える制度ということで、独自の減免措置はすべきでないという考え方があるようでして、1 つには保険料の全額免除はしない。2 つには、所得が低いということだけに着目して一律に減免しない。3 つには、一般会計など保険料以外からの繰り入れをして減免はしないという大きく 3 つの原則を示しているようです」との答弁がありました。

議会案第 3 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、挙手少数により否決すべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15 番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 19 日午前 9 時 30 分から 2 階会議室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 45 号、議第 50 号、議第 51 号の 3 案件であります。

一たん休憩し、市道路線の廃止、認定にかかる現地調査を行った後、会議を再開し、順次審査に入りました。審査の内容を申し上げます。

最初に、議第 45 号平成 13 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を受け、質疑に入りました。

議第 45 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 50 号市道路線の廃止及び議第 51 号市道路線の認定については関連があるため、一括議題とし、当局の説明を受け、質疑に入りました。

議第 50 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 51 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13 番新宮予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 12 日午前 11 時から本議場において委員 23 名中 22 名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 44 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 号）であります。

議第 44 号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、選挙の方式が変わったことによる有権者に対する周知徹底について。一つ、開票事務に対する事前検討及び対策について。一つ、コミュニティー助成事業費補助金の追加について。一つ、雪害対策補助金について。一つ、残留塩素測定器の購入について。一つ、農林災害利子補給事業について。

以上の質疑に対し、当局より答弁がなされ、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、6 月 15 日午後 3 時 8 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 52 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算（第 2 号）であります。

議第 52 号を議題とし、議案説明を省略して、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結して分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日 21 日午前 9 時 30 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第 44 号及び議第 52 号を一括議題とし、各分科会委員長より、それぞれ分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第 44 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 44 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 52 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 52 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 13、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 44 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 44 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 44 号は原案のとおり可決されました。

議第 45 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 45 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 45 号は原案のとおり可決されました。

議第 46 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 46 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 46 号は原案のとおり可決されました。

議第 47 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 47 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 47 号は原案のとおり可決されました。

議第 48 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 48 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 48 号は原案のとおり可決されました。

議第 49 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 49 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 49 号は原案のとおり可決されました。

議第 50 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 50 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 50 号は原案のとおり可決されました。

議第 51 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 51 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 51 号は原案のとおり可決されました

議第 52 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 52 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 52 号は原案のとおり可決されました。

議第 53 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 53 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 53 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号の委員長報告に対する質疑はありませんか。

内藤 明議員。

内藤 明議員 委員長にお尋ねをしますが、先ほど委員長の報告の中で、介護保険制度についての国の考え方ということで、当局より説明がなされたというふうなことがありました。

この間、一般質問などで当局の考え方というのは明らかになっているわけでありまして、国の考え方そのものは、私は行政側でなくて国などにやはり直接確認する必要があるのではないかと思います。そうしたことがなされたのかどうか、その必要性についてはどういうふうにお考えになっているのか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つ、国よりこうしたことが指導のような形で示されるということについては、私は地方分権の時代にあって、その趣旨に反するのではないかなというふうに考えております。

また、そのことがこうした議案に対する否決の理由になったとすれば、これは大変重要な、重大な問題だというふうに言わなければならないと思います。

それがして、また国の指導があったことが事実だとすれば、そういう意味では、市民を代表する私たち市議会はまた、こうした重要な問題を審査する厚生常任委員会などでは、地方の自主性を尊重するように、あるいはそうしたことに對して抗議をするような、委員会として議論をすべきではないのかと、こういうふうに考えているわけでありまして。

そうした中で、厚生大臣やあるいは内閣総理大臣に対して、議会として意見書を提出するような、そうした議論があつてしかるべきだというふうに考えますが、委員長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

佐藤 清議長 高橋委員長。

高橋秀治厚生委員長 まず一つは、委員会の中で、このたびの問題につきまして、執行部の方に話があつたのかというようなことでもありますけれども、そういう話はなかつたように思っております。

それから、委員長の考え方ということですが、ここで私の考えを申し述べるのは控えさせていただきます。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 ちょっと委員長勘違いしておられると困りますので申し上げますけれども、執行部にあつたのかなかつたのかではなくて、執行部の考え方は、この間の一般質問等の中で示されているわけです。したがつて、私は議案がこういうふうに出されているわけですから、例えば執行部からそうした国の考え方が示されるとすれば、直接国に対して確認をする必要があるというふうに私は思ふんです。それを真に受けて、そのとおりかどうかはわかりません。そうしたことを抜きにして、採決をするというような方向は私はどうかなとこういうふうにするものですから、そのような考え方を尋ねたわけでありまして。

それから、もう一つ、個人の見解は差し控えたいということでありました。それもわからないわけではありませぬ。

また、どなたかから個人の見解は示すべきではないというような話が、野次かどうかわかりませんが、考え方として示されました。

しかし、さきに私が申し上げました地方分権の時代において、国からそうした指導が示されるということは私は本来あつてはならないことだというふうに思っているんです。したがつて、厚生委員会として、そうした議論もすべきだと言っているわけでありまして。そういうものをしないで、ただ単に否決をするというようなやり方が本当に議会として、この時代にあつてふさわしいのかどうか、こういうようなことを私は申し上げたかつたわけでありまして。

これ以上のものは出てこないと思ふんですよ。後段の分は結構です。最初の部分について、再度お答えいた

だきたいと思います。

佐藤 清議長 高橋委員長。

高橋秀治厚生委員長 そのことについても、委員会の中では、指導というふうなものは受けていないと私は思っております。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 言っている意味がちょっとわからないんですね。指導を受けていない、受けているということではなくて、私は行政側の介護保険制度に対する見解というのは、これまで何回も議論されておりますので、私たちはわかっているつもりであります。今回のこの議会案というのは、そうした行政側というか、寒河江市の当局のやり方といわば対峙するような形で議会案が提出をされわけですね。したがって、行政側の答弁もさることながら、国の考え方が行政側から示されたとすれば、そのことが本当なのかどうか、私は最低限そのことは確認する必要があるのではないかと、こういうふうに申し上げているんです。そうしたことについて、どうなんですかということについて、お答えをいただきたいということなんです。

佐藤 清議長 高橋委員長。

高橋秀治厚生委員長 そういうことは示されておられません。

佐藤 清議長 ほかにありませんか。

川越孝男議員。

川越孝男議員 委員長報告について、改めてお尋ねしたいんですが、実は、この議会案第3号、提案の際にも、全国の自治体で利用料の減免措置をとっている自治体は全国の自治体数の21%に当たる582の自治体で、もう既にやられている。そして、保険料の減免や助成措置をとった自治体が308自治体になっているというふうなことがありました。

そして、それを受けて、委員会の審議の際に、国の方の対応はどうかということに対して、独自の減免はしないことというふうなことがいわれたそうでもありますけれども、現実に全国でこれだけの自治体が既にやっているということが提案の際に明らかにされているわけですから、当然、厚生常任委員会の中でも、そういうふうに行われている自治体ではどうかということをして……。

佐藤 清議長 質問は要領よくお願いします。

川越孝男議員 はい。やはり委員会として審議の中でやられて当然だというふうに思うのですが、抜けているのかどうか、そういうことが出されたのかどうか、お聞かせをいただきたいし、そのことについて、委員長はどのように判断され、採決に至ったのかも聞かせをいただきたいと思います。

佐藤 清議長 高橋厚生委員長。

高橋秀治厚生委員長 討議の中でそういうふうな意見はされませんでした。私の意見は差し控えたいと思います。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

伊藤 諭議員。

〔伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 議会案第3号寒河江市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

この改正案に対する厚生委員長の報告が先ほどあったわけですが、改正案に対する本質的な議論もないうままに否決されたとのことでありました。本質的な議論が質問もなく否決をされたことに、議会制民主主義

ということからも非常に残念に思っている一人であります。

さて、本市における平成13年3月の居宅介護サービスの実績を見ますと567名の利用者がいます。その利用状況を見ますと、サービスを受けられる利用限度額の実に34.4%しか、実際のサービスを受けていないのであります。認定を受けた利用限度いっぱいのサービスを受けたくとも、自己負担が高額になるためサービスを受けられないという実態を如実に示している結果であります。

介護保険制度はいつでも、どこでも、だれもが安心して介護を受けることができることを基本にスタートした制度であります。本市の状況はこうした介護保険制度に対する市民の期待を見事に裏切ったことを数字であらわしているものと思います。

また、介護保険制度は施設やヘルパーなど、受け皿の未整備や制度の不十分さを残しながら、走りながら考えていこうとスタートした制度でもあります。制度がスタートして浮かび上がった欠陥を補い、改善していくのが実際に介護保険の窓口になっている自治体の責任であります。厚生労働省の言いなりになるのではなく、いつでもどこでも、だれもが本当に安心して介護を受けられるためにはどうしたらよいか、私たち全員で考えるべき課題であると思います。

改善すべき当面の課題が、このたび提案した介護保険料の減免基準に、特に所得が僅少で保険料を負担することが著しく困難と認められる場合を加えることは当然のことではないかという考えに立って、提案したものであります。

全国的に見ても、保険料の減免もしくは助成措置を導入している自治体が、先ほどありましたように308自治体にもものぼっており、今後もこうした減免制度を導入する自治体がふえる傾向にあります。

本市においても、低所得で苦しんでいる市民が安心して介護を受けるために、議会案第3号寒河江市介護保険条例の一部改正について、賛成を表明し討論といたしたいと思います。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

佐竹敬一議員。

〔佐竹敬一議員 登壇〕

佐竹敬一議員 このたびの議会案第3号寒河江市介護保険条例の一部改正についての反対討論をさせていただきます。

介護保険制度は、すべての国民とともに助け合うという考え方にに基づき、だれもが直面することになる介護を社会全体で支える仕組みとして創設されたもので、社会保険方式をとって進められております。この相互に助け合うという考え方、介護保険料の減免については、国でも3つの原則を示して、厳しい情勢で対処しており、介護保険条例で定める特別の理由があるものに対し、保険料を減免することができるという規定についても、災害など予想外の事態が発生するなど限定しているものであります。

保険料の負担は公平性が高く求められるもので、法律外の減免は制度存立を損なうものであり、減免を実施する場合、国全体の制度として行うべきものと考えます。

今回、提案されている内容を見ますと、所得区分が第1段階及び第2段階内の被保険者について、保険料を一律軽減するという内容であります。収入のみに着目し一律に減免する方法であり、介護保険法の趣旨に反しておるものだと思います。

さらに、今後の急速な高齢化の進行に伴い、介護を必要とする方が増加することは確実であり、サービスを要する費用がさらに増大していくことが予想される現在、将来にわたり、介護保険制度を健全に運営していく上で、安定した財源を確保することが極めて重要であり、このことから安易に減免措置を講ずることは大きな問題を残す可能性が高いと考えます。

以上のことから、今回提案されている介護保険条例の一部改正について、反対するものであります。

以上。

佐藤 清議長

ほかにございませつか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより議案第3号を採決いたします。

内藤 明議員。

内藤 明議員 議事進行の関係で議長にお願いをしたいというふうに思っています。

採決の方法であります、無記名投票による採決をお願いしたいというふうに思っています。

佐藤 清議長 ただいま内藤 明議員より、議案第3号の採決については、無記名投票との要求がありました。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成者3名であります。

所定の賛成者がありますので、この採決については無記名投票をもって行います。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は23名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定によって、否とみなします。

点呼を命じます。事務局長。

〔議員 氏名点呼 投票〕

安孫子勝一議会事務局長 それでは、私から点呼申し上げます。 2番松田 孝議員、3番猪倉謙太郎議員、4番石川忠義議員、5番荒木春吉議員、6番安孫子市美夫議員、7番柏倉信一議員、8番鈴木賢也議員、9番伊藤忠男議員、10番高橋秀治議員、11番高橋勝文議員、12番渡辺成也議員、13番新宮征一議員、14番佐藤頼男議員、15番伊藤 諭議員、16番佐藤暘子議員、17番川越孝男議員、18番内藤 明議員、19番松田伸一議員、20番那須 稔議員、21番佐竹敬一議員、22番遠藤聖作議員、23番伊藤昭二郎議員、24番井上勝・議員。

以上です。

佐藤 清議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番松田 孝議員、9番伊藤忠男議員、19番松田伸一議員を指名いたします。

よって、3議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

投票の結果を報告いたします。投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成 6票

反対 17票

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、議会案第3号は否決されました。

閉 会 午前 1 1 時 2 2 分

佐藤 清議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて、平成 13 年第 2 回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長

佐 藤 清

会議録署名議員

荒 木 春 吉

同 上

遠 藤 聖 作